

参考資料

※以下は参考資料ですので、今後変更となる場合があります。

○笠間市営住宅管理条例（案）

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 市営住宅の設置（第2条の2）

第2章 市営住宅の管理(第3条—第41条)

第3章 社会福祉事業等への活用(第42条—第48条)

第4章 補則(第49条・第50条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)に基づく笠間市営住宅の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「法施行規則」という。)第1条に規定する施設をいう。
- (3) 収入 令第1条第3号に規定する収入をいう。
- (4) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (5) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(平20条例14・一部改正)

第1章の2 市営住宅の設置

第2条の2 市営住宅に共同施設として、必要に応じ、駐車場を設置する。

2 市営住宅の名称、位置その他必要な事項は、市長が定める。

第2章 市営住宅の管理

第3条から第4条省略

(入居者の資格)

第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 県内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第12条において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とする者でその市営住宅への入居がその者の実情に照らし市長が適切でないと思われざる者を除く。)にあつては、この限りでない。

ア 満60歳以上の者

イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な

帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者（次項において「中国残留邦人等」という。）

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の規則で定める場合 214,000円

イ 市営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(4) 入居者が身体障害者である場合その他の特に移居の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合、入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で市長が条例で定める金額は、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 入居者又は同居者に(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者がある場合

(ア) 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で

定める程度である者

(イ) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度である者

(ウ) 第1項第4号、第6号又は第7号に該当する者

イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(6) 県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(7) 公営住宅の家賃を滞納していない者（規則で定める者を含む。）であること。

(8) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

2 中国残留邦人等にあつては、前項第1号の規定にかかわらず、県内に住所又は勤務場所を有することを要しない。

3 市長は、入居の申込みをした者が第1項第2号ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その指定をする職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 市長は、入居の申込みをした者が第1項第2号ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めることができる。

5 第1項第2号ただし書に規定する者の入居を認める市営住宅等の規格は、居室数が2室以下又はその住戸面積が34平方メートル以下の規模の住宅とする。これにより難い場合は、市長が別に定める規格の住宅とすることができる。

(平20条例14・一部改正)

(入居者資格の特例)

第6条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においてはその者は、前条第1項第1号から第7号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条第1項に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなけ

ればならない。

- 3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等，東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条に規定する居住制限区域にあっては，前条第1項第1号から第7号に掲げる条件を具備するものとみなす。

第7条以下省略